

パソコン機器の調達業務

入札に関する質問への回答

受付番号 1

質問受付日:令和7年3月25日
質問項目
・賃貸借料のお支払いにつきまして
質問内容
・賃貸借料のお支払いは毎月払いとなりますでしょうか。
回答日:令和7年4月2日
回 答
賃貸借料は、奈良県社会福祉協議会経理規程に定める会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)による四半期ごとの支払いを原則とします(下記参照)。 第1四半期:4月1日～6月30日 第2四半期:7月1日～9月30日 第3四半期:10月1日～12月31日 第4四半期:1月1日～3月31日

奈良県社会福祉協議会